

広島港出島地区廃棄物等埋立処分事業に係る最低制限価格の設定について

(平成 24 年 10 月 30 日制定)

広島港出島地区廃棄物等埋立処分事業に係る一般競争入札事務処理要綱第 5 条の規定により、最低制限価格の設定について、次のとおり定める。

最低制限価格は、予定価格の 4 分の 3 とする。
千円未満は切り上げる。

附 則

この要綱は、平成 24 年 10 月 30 日から施行する。